

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社メンバーズ
【英訳名】	Members Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 剣持 忠
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03 - 3500 - 5605
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03 - 3500 - 5605
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員兼コーポレートサービスディビジョン長 小峰 正仁
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄3丁目8-20）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 6月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	1,106,590	4,619,841
経常損失(千円)	82,195	75,847
四半期(当期)純損失(千円)	82,359	493,427
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	771,275	771,275
発行済株式総数(株)	29,560	29,560
純資産額(千円)	672,038	754,769
総資産額(千円)	1,608,683	1,848,351
1株当たり純資産額(円)	23,816.80	26,748.75
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	2,918.79	17,314.08
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	41.8	40.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	83,992	369,615
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,370	29,737
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	50,002	73,415
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	557,726	525,105
従業員数(人)	178	150

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額について、平成20年3月期および平成20年6月期は、潜在株式は存在するものの四半期(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。

3. 第13期は、決算期変更により平成19年6月1日から平成20年3月31日までの10ヶ月間となっております。

2【事業の内容】

当社は、デジタル技術およびネットワーク技術を活用し、インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより、顧客企業に最適なインタラクティブ・マーケティングソリューションを提供し、消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する“インタラクティブ・エージェンシー”です。

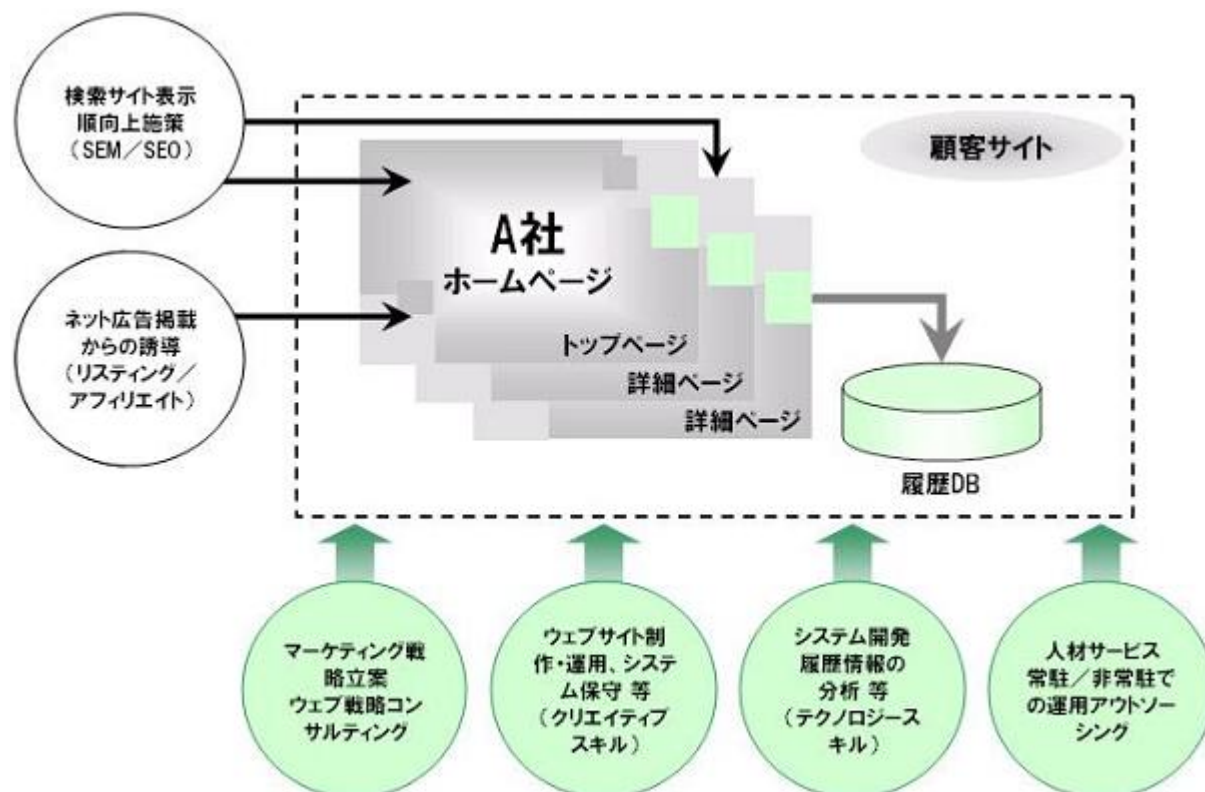
当社の事業は、顧客企業へより付加価値、費用対効果の高いサービスを提供するべくコーポレートサイトのWebガバナンス、ECサイトのマーケティング戦略策定といった戦略プランニングからインターネット広告（バナー広告、メール広告、アフィリエイト広告、リスティング広告など）、SEM、SEO、LPO（ 1 ）、リターゲティング施策（ 2 ）等を用いた顧客サイトへの集客施策、さらに実際にWebサイト制作、さらにはログ解析ツール等を用いたユーザビリティ/アクセシビリティの調査といった効果検証、サイト運用のアウトソーシングや事務局運営、プロジェクトマネジメント支援、CMS（ 3 ）導入等のツール導入等といった運用、改善提案に至るまでトータルにサポートすることができるということを特徴・強みとしております。

なお、第13期まで開示区分をウェブインテグレーション、デジタルコミュニケーション、サービス開発として開示致しておりましたが、第13期において自社メディア事業から事業撤退したことに伴い、サービス開発は第14期以降は存在致しません。また、第14期期初にマーケティング戦略の再確立を実施し、それまで開示区分のとおり提供しているサービスごとに分断されていた営業部隊を統一、顧客企業へより付加価値の高いサービスを提供するべく上記サービス、商材をトータルで提供する体制を整備致しましたので、当事業の実態にあわせた開示を行うべく、第14期以降は統一して開示を行ってまいります。

1 LPOとは、Landing Page Optimizationの略であり、Webサイトの訪問者が最初に訪れるWebページを工夫し、訪問者が商品購入等の収益につながる取引を行う割合（コンバージョンレート）を高める施策

2 リターゲティング施策とは、過去に広告主サイトを訪問したユーザーが特定のサイトにアクセスした際に再度広告を表示して再来訪を促すもの。一度訪問したものの成約に至らずに離脱してしまったユーザーや成約したユーザーをリターゲティングして、再度成約に結びつける施策

3 CMSとは、Content Management Systemの略であり、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理するソフトウェア



3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	178	(50)
---------	-----	------

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均雇用人数を外数で記載しております。
- 2 従業員が当第1四半期会計期間において28名増加しておりますが、その主な理由は、新卒社員の採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【制作、受注及び販売の状況】

当事業年度より、区分の変更を行っております。詳細につきましては、「第1 企業の概況 2 事業の内容」をご参照ください。

旧区分（参考）

ウェブインテグレーション、デジタルコミュニケーション、サービス開発

制作実績

区分	金額（千円）
インタラクティブ・マーケティング事業	510,622
合計	510,622

（注）1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2．上記金額は、製造原価によっております。

広告の仕入実績

区分	金額（千円）
インタラクティブ・マーケティング事業	476,943
合計	476,943

（注）1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2．上記金額は、仕入価格によっております。

受注状況

区分	受注高（千円）	受注残高（千円）
インタラクティブ・マーケティング事業	1,131,938	507,685
合計	1,131,938	507,685

（注）1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2．上記金額は、販売価格によっております。

販売実績

区分	金額（千円）
インタラクティブ・マーケティング事業	1,106,590
合計	1,106,590

（注）1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間における日本経済は、原油及び原材料価格の高騰や円高・ドル安を背景として、これまで景気の拡大を牽引してきた設備投資や輸出の伸びに鈍化が見られました。加えて米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱、米国経済の減速懸念の高まりや、ガソリン・食料品価格等の上昇に伴う消費者心理の急速な冷え込みにより、景気の先行き不透明感が一層増幅しています。

こうした経済状況のもと、当社を取り巻く市場環境としては、インターネット広告市場において、2007年度 6,003億円（電通発表）前年比 124%の増加と引き続き高い成長が見込まれます。一方ウェブインテグレーション市場については、上記マクロ経済悪化の影響から国内企業の設備投資に抑制の兆しがあり、顧客企業がより付加価値、費用対効果の高いサービスの提供を志向することが想定されます。

このような顧客企業の志向に対応するべく、マーケティング戦略立案からSEM、SEO、LPO等の顧客サイトへの集客、ウェブサイト制作、運用、改善提案に至るまでトータルにサポートすることができるという当社の特徴・強みをより顧客企業に認知されるように専門プランニング部門を新設し、ネット広告、ウェブサイト制作の統合営業を更に本格化させ、消費者データに基づいたネットマーケティングサービスの提供に注力して参りました。

その結果、販売管理費等のコスト抑制は前事業年度より引き続き実施しているものの、マーケティング戦略の再確立

に伴う初期準備コストや新卒人員の人件費の増加を賄いきれず、売上高 1,106百万円、営業損失 81百万円、経常損失 82百万円、四半期純損失 82百万円となりました。

(2)財政状態

(総資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は1,608百万円(前事業年度末比239百万円の減少)となりました。これは主として、売掛債権が減少したことによるものです。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は936百万円(前事業年度末比156百万円の減少)となりました。これは、未払金及び未払費用が84百万円増加したものの、買掛金が142百万円、借入金が50百万円減少したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては672百万円(前事業年度末比82百万円の減少)となりました。これは主として、四半期純損失によるものです。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、主に売上債権の減少により、前事業年度末に比べ32百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動の結果得られた資金は、83百万円となりました。収入の主な内訳は、売上債権の減少382百万円によるものであり、支出の主な内訳は、税引前四半期純損失81百万円及び仕入債務の減少142百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は、1百万円となりました。これは主として、無形固定資産の購入によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は、50百万円となりました。これは、借入金の返済によるものです。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解しているものでなければならないと考えます。

したがって、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、かかる特定の者またはグループが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へ共通する利益を保全するための相当な措置を講ずることといたします。

基本方針実現のための取組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は平成7年の創業以来、「デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する」ことを経営理念として、インターネットマーケティング関連の事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、顧客企業のマーケティング活動における投資対効果最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理等の個々のサービス起点ではなく、マーケティング施策の全体最適化をワンストップソリューションで実現するサービスの提供体制を築いてまいりました。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

(イ) 情報提供の要求

当社は、平成20年6月27日開催の第13期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下本プランといいます。)の一部改定・継続を決議いたしました。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が従うべき手続きとして、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、という「大規模買付ルール」を定めています。具体的な手続は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

(ロ) 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(ニ) 独立委員会の設置

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.members.co.jp/>)に掲載している平成20年5月30日付ニュースリリースをご覧ください。

(c) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様へ共通の利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様への共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討することまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。結果として、当該プロセスを経ることは、まさに基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合にお

いて、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、大規模買付ルールを設定することいたしました。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設および除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,560	29,560	名証セントレックス	
計	29,560	29,560		

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

第7回定時株主総会決議日(平成14年8月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	842個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	842株
新株予約権の行使時の払込金額	25,000円
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 25,000円 資本組入額 12,500円
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第9回定時株主総会決議日(平成16年8月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	299株
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	299株
新株予約権の行使時の払込金額	45,000円
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成26年7月31日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 45,000円 資本組入額 22,500円

第9回定時株主総会決議日（平成16年8月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第10回定時株主総会決議日（平成17年8月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数	263株
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	263株
新株予約権の行使時の払込金額	50,000円
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成27年7月31日
新株予約権の権利行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円

第10回定時株主総会決議日（平成17年8月26日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権行使時の前年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>(3) 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合、ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。</p> <p>その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	-	29,560	-	771,275	-	401,738

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,343		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,217	28,217	
端株			
発行済株式総数	29,560		
総株主の議決権		28,217	

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メンバーズ	東京都港区虎ノ門1-2-8	1,343		1,343	4.5
計		1,343		1,343	4.5

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	20,500	22,400	19,000
最低(円)	16,000	17,200	17,800

(注) 最高・最低株価は名古屋証券取引所(セントレックス)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、明誠監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第13期事業年度 新日本監査法人

第14期第1四半期累計期間 明誠監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	557,726	525,105
受取手形及び売掛金	675,335	991,378
仕掛品	104,529	59,102
その他	37,987	39,430
貸倒引当金	6,143	6,924
流動資産合計	1,369,434	1,608,093
固定資産		
有形固定資産	42,478	43,884
無形固定資産	2,671	1,726
投資その他の資産	194,098	194,647
固定資産合計	239,248	240,258
資産合計	1,608,683	1,848,351
負債の部		
流動負債		
買掛金	299,799	442,346
短期借入金	74,998	100,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	100,000
未払金及び未払費用	278,600	194,016
未払法人税等	3,003	5,500
賞与引当金	37,480	51,152
事業整理損失引当金	4,908	15,200
その他	100,340	49,378
流動負債合計	874,129	957,594
固定負債		
長期リース資産減損勘定	62,514	135,986
固定負債合計	62,514	135,986
負債合計	936,644	1,093,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	771,275	771,275
資本剰余金	401,738	401,738
利益剰余金	455,187	372,828
自己株式	45,415	45,415
株主資本合計	672,410	754,769
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	371	-
評価・換算差額等合計	371	-
純資産合計	672,038	754,769

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る要約貸借 対照表 (平成20年3月31日)
負債純資産合計	1,608,683	1,848,351

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	1,106,590
売上原価	942,139
売上総利益	164,451
販売費及び一般管理費	245,621
営業損失()	81,169
営業外収益	
受取配当金	266
受取保険金	632
雑収入	66
営業外収益合計	964
営業外費用	
支払利息	727
支払手数料	444
雑損失	818
営業外費用合計	1,990
経常損失()	82,195
特別利益	
貸倒引当金戻入額	780
特別利益合計	780
税引前四半期純損失()	81,414
法人税、住民税及び事業税	945
法人税等合計	945
四半期純損失()	82,359

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	81,414
減価償却費	2,117
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	10,291
貸倒引当金の増減額(は減少)	780
賞与引当金の増減額(は減少)	13,671
受取配当金	266
支払利息	727
売上債権の増減額(は増加)	382,487
たな卸資産の増減額(は増加)	45,426
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,818
仕入債務の増減額(は減少)	142,547
その他の流動負債の増減額(は減少)	5,503
小計	87,248
利息及び配当金の受取額	266
利息の支払額	620
法人税等の支払額	2,901
営業活動によるキャッシュ・フロー	83,992
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	1,066
投資有価証券の取得による支出	304
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,370
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	25,002
長期借入金の返済による支出	25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,002
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	32,620
現金及び現金同等物の期首残高	525,105
現金及び現金同等物の四半期末残高	557,726

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>(1)たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(2)リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 当該変更に伴う損益に与える影響はありません。 なお、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実行税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第1四半期会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(固定資産の減価償却の方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、53,482千円です。</p> <p>2 当社は、運用資金の効率的な調整を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当第1四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">400,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	400,000千円	借入実行残高	—	差引額	400,000	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,485千円です。</p> <p>2 当社は、運用資金の効率的な調整を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">400,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">400,000</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	400,000千円	借入実行残高	—	差引額	400,000
当座貸越極度額の総額	400,000千円												
借入実行残高	—												
差引額	400,000												
当座貸越極度額の総額	400,000千円												
借入実行残高	—												
差引額	400,000												

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">111,559千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">20,152</td> </tr> </table>	給料手当	111,559千円	賞与引当金繰入額	20,152
給料手当	111,559千円			
賞与引当金繰入額	20,152			

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">557,726千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">557,726</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	557,726千円	現金及び現金同等物	557,726
現金及び預金勘定	557,726千円			
現金及び現金同等物	557,726			

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,560株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,343株

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成20年 6 月30日)		前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	23,816.80円	1 株当たり純資産額	26,748.75円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純損失金額	2,918.79円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
四半期純損失 (千円)	82,359
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	82,359
期中平均株式数 (株)	28,217
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 嘉伸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中澤 研二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンバーズの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンバーズの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書作成会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。